

令和4年4月1日

社会福祉法人あづみの森 行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように次世代法、女性活躍推進法の両法律に基づいた一体型の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和6年3月31日までの 2年間

2. 内容

目標1：令和4年4月以降の改正育児・介護休業法における、育児休業の分割取得や産後パパ育休などの新しい制度の周知や情報提供及び意向の確認を行うことで、女性労働者の育児休業取得率100%を維持しつつ、男性労働者の育児休業取得者数の拡大を図る。(R2年度実績0人→1人以上) (女性活躍推進法)

<対策>

- 令和 4年 4月 育児・介護休業規程の改正および各職場への周知。
本人または配偶者の妊娠を確認した場合には制度の説明と意向の確認を行う。
- 令和 4年10月 育児・介護休業規程の改正および各職場への周知。

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間 10日以上とする。
(次世代法・女性活躍推進法)

<対策>

- 令和 4年 5月～ 前年度年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 令和 4年 6月～ 各部署において取得率の低い職員に取得を促す。

目標3：子どもが保護者である労働者の働いているところを実際に見ることが出来る「子ども参観日」を実施する。
(次世代法)

<対策>

- 令和 4年 5月～ 新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら実施日を検討。状況を見ながら、子ども参観日を実施。